

2 0 2 5 年 2 月

お 客 様 各 位

新 潟 県 労 働 金 庫

令和 7 年 2 月 4 日からの大雪により被災されたお客様へ

このたびの令和 7 年 2 月 4 日からの大雪により被害を受けられました皆様に、心より
お見舞い申し上げます。

当金庫では、被害に遭われました皆様に対しまして、下記内容によりお取扱いいたして
おりますので、ご遠慮なくお申し付けください。

記

1. ご預金の証書・通帳やお届印を喪失された場合でも、ご預金者であることを確認させてい
ただきまして払戻しの手続きができます。
2. 定期預金につきましては、満期日前であっても払戻しすることができます。
なお、この場合は約定利率ではなく、中途解約利率により利息の計算をいたします。
3. 汚損した紙幣は引換えいたします。
なお、紙幣の状態によっては、鑑定後とさせていただく場合や全額の両替とならない場合
もございます。
4. 今般の災害のために支払期日を経過した手形類の取立は、関係金融機関と協議のうえお取
扱いいたします。
5. ご融資につきましては、被害の状況、応急資金の需要等を考慮し、ご融資を迅速におこな
いますので、ご相談ください。
6. 既にご利用いただいているご融資につきまして、ご返済条件変更等のご希望があればご相
談ください。

以 上